誓約書

横手市空き店舗等利活用支援事業の申請にあたり、次のとおり誓約します。

□申請内容に虚偽や不正はありません。申請内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

□申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。また、申請事項の確認のため必要添付書類以外に提出を求められた場合は、速やかに応じます。

□空き店舗を小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などのうち、市の商業活性化に資すると認められた事業の店舗として利用します。

□店舗への直接の来客を必要としない形態で営業を行いません。

□風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行いません。

□宗教活動又は政治活動を目的として営業を行いません。

□短期間での出店を目的とする等、２年以内に営業を終了しません。補助金交付の日から２年以内に廃業した場合は補助金を返還することに同意します。

□補助金交付の日から２年間は、１年ごとに本市の営業状況調査への回答・報告をいたします。

□起業から３年未満の場合、市内商工団体（横手商工会議所またはよこて市商工会）に加入して営業します。

□横手市暴力団排除条例（平成２４年横手市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第３号に規定する事業を行う個人及び法人ではありません。

□空き店舗等所有者と申請者との関係が３親等以内の親族ではありません。申請者が法人等の場合は、当該法人等の役員に就任している者またはする者の３親等以内の親族ではありません。

□補助対象経費に対する国、県、本市以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けておらず、今後受ける見込みもありません。

□市が広報活動として店舗等の写真を使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

本店所在地

法人名

代表者名